

区連会資料

西区の事件・事故概況
～ 安全・安心なまちづくりの推進 ～

戸部警察署
生活安全課

1 事件の発生状況等(令和7年8月末)

刑法犯認知件数
※暫定値

令和7年中 1041件

令和6年中 936件

前年同期比 105件

刑法犯検挙件数

令和7年中 463件

令和6年中 432件

前年同期比 31件

○ 増加した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
非侵入窃盗その他	182	48
性的姿態撮影等処罰法	78	43
暴行	57	19

○ 減少した主な犯罪

	認知件数	前年同期比
万引き	284	-31
自転車盗	91	-10
傷害	31	-9

2 特殊詐欺発生状況(令和7年8月末)

発生状況
※暫定値

令和7年 28件

令和6年 22件

前年比 6件

被害金額

令和7年
被害額 約7,300万円

令和6年
被害額 約1億3,900万円



3 交通事故の発生状況 (令和7年8月末)

	件数	死者	負傷者
令和7年	168	1	193
令和6年	177	1	202
増減	-9	0	-9



4 西区内の交通事故発生状況

西区交通事故発生件数は昨年に比べ減少していますが、高齢者と二輪車の関係する交通事故が増加しています。

二輪車を運転する時はヘルメットだけでなく、プロテクターも活用しましょう。

また、運転中は特に周囲の状況に目を配り、交通ルールを守りましょう。

交通違反は交通事故の一手前です。止まれの標識がある道路では必ず止まり、安全を確認してから進むなど、安全を心がけましょう。

歩行者の方は、信号を守ることはもちろん、道路を渡る時は横断歩道を渡りましょう。横断禁止の標識を無視して道路を横断することは、交通違反だけでなく交通事故に遭い、命を落とすリスクが高まります。

5 今月のトピックス

ニセ警察詐欺に注意してください

西区内において、警察官を騙った特殊詐欺が多発しています。

犯人は警察官を騙って電話してきて

あなたに対して逮捕状が出ている。

事件の関係者なので、これからビデオ通話で取調べをする。

このことを他人に漏らせば情報漏洩に問われる。

等と言って、SNSのビデオ通話を使い、警察手帳や逮捕状を見せてきます。

警察ではSNSのビデオ通話を使って警察手帳や逮捕状を見せることは、絶対にありません。

警察を名乗るメッセージが来た場合、すぐに戸部警察署にご連絡ください。

戸部警察署生活安全課			西 区 町 別 犯 罪 発 生 状 況																			(令和7年8月末現在)				※		
地区名	町 名	凶 悪 犯	粗 暴 犯				窃 盗 犯												知 能 犯		そ の 他 刑 法 犯 等	総 計	前 年 同 期	増 減	増 減 比	特 殊 詐 欺		
			暴 行	傷 害	恐 喝 そ の 他	小 計	侵 入 盗			非 侵 入 盗							合 計	詐 欺	そ の 他 知 能 犯									
							空 き 巣	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ ス	自 転 車 盗	車 上 狙 い	ひ つ た く り	置 引 き				万 引 き							そ の 他	小 計
第 1 地区	御所山町					0			1	1							1	1	2				2	1	1	200.0%		
	桜 木 町					0				0			1				1	2	2	3		1	6	3	3	200.0%	1	
	戸 部 町		1			1				0							4	4	4	4		1	10	13	-3	76.9%		
	戸部本町	1	2		1	3				0	2	1	3			1	2	6	15	15	6	3	39	20	19	195.0%	2	
	花 咲 町					0				0			2						2	2			2	2	0	100.0%	2	
	宮 崎 町					0				0								1	1	1			1	0	1	—		
第 2 地区	紅 葉 ヶ 丘					0				0						1		1	2	2		1	3	1	2	300.0%		
	計	1	3	0	1	4	0	0	1	1	2	1	6	0	0	2	2	14	27	28	13	3	63	40	23	157.5%		
	中 央	3				0				0	6		7	2			4	9	28	28	3	2	36	15	21	240.0%	3	
	西戸部町					0				0	1		3				5	9	9	1	0	10	5	5	200.0%			
	西 前 町					0				0						1		1	1	1	0	2	3	-1	66.7%			
	計	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	10	2	0	0	5	14	38	38	5	0	48	23	25	208.7%		
第 3 地区	久 保 町					0				0		1	1				5	7	7	3	1	3	14	12	2	116.7%		
	浜 松 町		1		1	2				0			1			1	4	6	6	2	1	11	5	6	220.0%	3		
	東久保町	1				0				0			2			2	3	7	7	2		10	7	3	142.9%	1		
	藤 棚 町	1				0	1			1			1	3			5	9	10	1	3	15	8	7	187.5%	1		
	元久保町					0				0		1					1	2	2		1	3	0	3	—			
	計	2	1	0	1	2	1	0	0	1	0	2	5	3	0	1	2	18	31	32	8	1	53	32	21	165.6%		
第 4 地区	赤 門 町					0				0								0	0			0	1	-1	—			
	東 ヶ 丘					0				0								0	0			0	3	-3	—			
	伊 勢 町					0				0						1	3	4	4		1	5	4	1	125.0%			
	老 松 町					0				0								0	0	1		1	3	-2	—			
	霞 ヶ 丘					0				0	1		2				1	4	4	3		7	1	6	700.0%	1		
	霞 境 之 谷					0	1			1	2		1	1				4	5	3		8	3	5	266.7%	1		
第 5 地区	西戸部町					0				0			1				4	5	5	2		2	9	10	-1	90.0%		
	計	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	0	4	1	0	0	1	8	17	18	9	0	3	30	25	5	120.0%	
	岡 野			1		1			3	3	2		6	2			8	3	21	24	3	1	30	28	2	107.1%	2	
	北 幸	7	3	6	1	10				0	3	5	12			1	16	24	61	61	4	13	95	56	29	169.6%	1	
	高 島		16	7	1	24			2	2			16			5	75	22	118	120	7	5	41	197	208	-11	94.7%	1
	西平沼町					0				0								0	0	4		2	6	4	2	150.0%	1	
第 6 地区	平 沼		1	1		2			2	2			6				1	7	9	1		2	14	21	-7	66.7%		
	南 幸	3	27	14	3	44			7	7		7	7	1		22	116	48	201	208	5	1	57	318	333	-15	95.5%	
	計	10	47	29	5	81	0	0	14	14	5	12	47	3	0	28	215	98	408	422	24	7	660	650	10	101.5%		
	北軽井沢					0				0				1			1	2	2		1	3	2	1	150.0%			
	楠 町					0				0	1		5					6	6	1		7	4	3	175.0%	1		
	浅 間 台					0			1	1		1	1	1				3	4	2		7	6	1	116.7%			
第 6 地区	浅 間 町	1	3	1		4			1	1	3	1	4				3	11	12	3	5	25	24	1	104.2%	1		
	南軽井沢					0				0								0	0		1	1	5	-4	20.0%			
	南浅間町					0	1		1	2			2					2	4	3	1	8	14	-6	57.1%	1		
	宮 ヶ 谷					0				0		2					2	4	4			4	9	-5	44.4%			
	計	1	3	1	0	4	1	0	3	4	4	4	12	2	0	0	6	28	32	9	0	9	55	64	-9	85.9%		
	みなとみらい地区	みなとみらい	1	3	1		4	1			1	2		7			2	59	25	95	96	22	4	5	132	102	30	129.4%
	西 区 全 体	18	57	31	7	95	4	0	18	22	23	19	91	12	0	33	284	182	644	666	90	15	157	1041	936	105	111.2%	28
	前 年 同 期	10	38	40	8	86	0	1	6	7	10	24	101	10	0	35	315	134	629	636	75	6	123	936				22
	増 減	8	19	-9	-1	9	4	-1	12	15	13	-5	-10	1	0	-2	-31	48	15	30	15	9	34	105				6



2025年度全国統一防火標語

「急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし」



区分／年別		令和7年	令和6年	増△減
火 災 件 数		15	22	△ 7
火災種別	建 物 火 災	11	15	△ 3
	車 両 火 災	1	1	0
	船 舶 火 災	1		1
	林 野 火 災			
	その他の火災	2	6	△ 4
焼損床面積(㎡)		20	329	△ 309
死 者		1		1
負傷者		1	1	0
主な原因	電気機器	4	3	1
	配線器具	2	1	1
	たばこ	2	7	△ 5
	放火(疑い含む)	1	2	1
	マッチ・ライター	1	0	1

区分／年別		令和7年	令和6年	増△減
救 急 件 数		7,168	7,180	△ 12
主 な 内 容	急 病	4,972	5,002	△ 30
	交通事故	189	202	△ 13
	一般負傷	1443	1452	△ 9
	そ の 他	564	524	40

連合町内会別火災発生状況			
連合／年別	令和7年	令和6年	増△減
第一地区	1	0	1
第二地区	1	2	△ 1
第三地区	3	1	2
第四地区	0	2	△ 2
第五地区	4	14	△ 10
第六地区	1	0	1
みなとみらい地域	5	3	2

※速報値ですので、確定したものではありません。

【1か月間の火災状況(8月1日～8月31日)】

※8月中 合計 2 件 (建物火災: 0 件)
 みなとみらい一丁目 1 件 (船舶)
 中央二丁目 1 件 (リチウム電池)

* 消防瓦版 *

あんしん救急いざという時に備えて、3つの「あんしん」

STEP 1

しっかり備える



落下防止

周囲の方が注意

小児救急対応ガイド
(熱性けいれん編)



よこはま防災e-パーク



横浜市ケガの予防対策



転倒・衝突防止

STEP 2

迷ったら相談



呼吸苦、激痛などで周囲に
人がいない時は迷わず
119番通報しましょう



今すぐ受診すべきか
救急車を呼ぶべき 1 番を選択
救急受診できる病院
診療所をのりしたい 2 番を選択



パソコン・スマートフォンから
救急受診ガイド
横浜市救急受診ガイド 検索
緊急性や受診の必要性を確認できます

STEP 3

こんな時は119



※政府広報オンライン
(救急車の利用法)

- 意識・呼吸がない (いびき呼吸・呼吸不明)
- けいれんが止まらない
- 大量出血・広範囲のやけど
- 物をのどにつまらせた
- 突然の激しい頭痛
- 顔半分が動きにくい
- ろれつがまわりにくい
- 胸部・背中突然の激痛
- 血を吐く
- 交通事故 (強い衝撃を受けた)
- その他いつもと様子が違う・おかしい場合 など

通報時は、救急車の向かう**住所から**伝えましょう

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市は、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を 9 月 22 日（月）から 10 月 21 日（火）まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会 9 月定例会でお知らせしたいと考えております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

（１）「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

（２）市民意見募集の実施

【実施期間】令和 7 年 9 月 22 日（月）から令和 7 年 10 月 21 日（火）まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

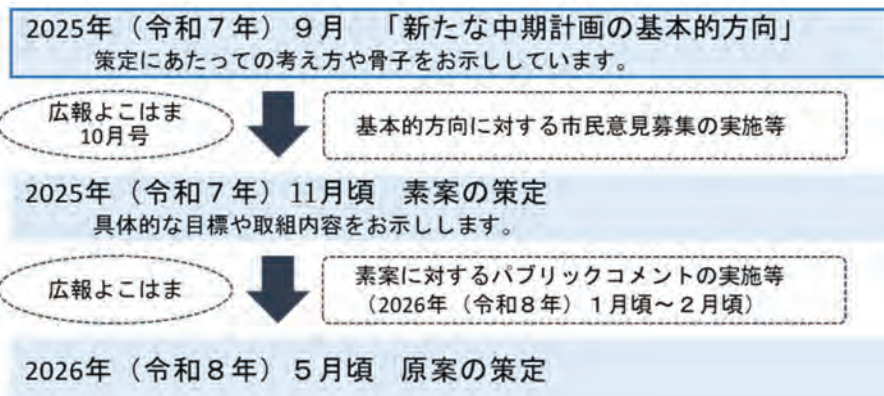
※ 9 月 22 日（月）よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）



新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜14の政策分野からなる総合的な取組＞と＜横浜の成長・発展に向けた横断的な取組＞により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、
150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



新たな中期計画の策定前に、市民の皆様の横浜や日々の暮らしへの意識、こどもの考える未来の横浜についてのご意見を聴いてきました。

85.4%

84.9%

71.1%

自分の老後	43.6%
自分の病気や健康	36.2%
景気や生活費	34.0%
家族の病気や健康、 生活上の問題	33.0%
犯罪や防犯	14.7%

医療提供体制が充実している	47.9%
こどもを安心して育てられる	43.2%
高齢者や障害のある人も暮らしやすい	40.2%
災害に強い	31.8%
犯罪が起きにくい	30.7%

ショッピング施設が充実しており、買い物が便利	53.6%
道路鉄道網が発達しており、買い物が便利	42.4%
海や港が身近	35.9%
まとまった緑地などの自然	29.2%
国際的な雰囲気	20.2%

調査概要：【対象】満15歳以上の横浜市民 【期間】令和7年7月 【回答】3,752件
【対象】満18歳以上の横浜市民 【期間】令和6年6月 【回答】2,597件

[illegible]

寄せられた声 の概要

調査概要：(1)子どもワークショップ 【対象人数】市内在住の小中学生24名 【実施日】令和7年6月1日
(2)デジタルを活用した意見募集 【対象】18歳以下の横浜市民 【実施期間】令和7年6月 【回答】473件

共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略 市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

<市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

<横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

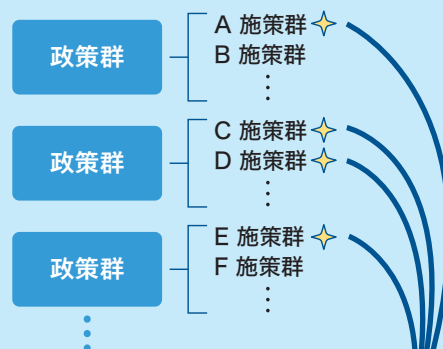
政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく 都市プロジェクト」★

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の 安心・安全



防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災



地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通



地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療



総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て



預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育



グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の
まちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境



GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者



インクルーシブなまちづくり
の推進
自立支援・家族支援の推進

みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください

横浜市 新たな中期計画 2026



▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな

循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた

観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた

未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。

この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに

☒ を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？

あなたのご意見やお考えを教えてください。

※選択肢に ☒ のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

☒ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 毎日の安心・安全 | ☐ 高齢・長寿 | ☐ スポーツ・文化 |
| ☐ 防災・減災 | ☐ 障害児・者 | ☐ 産業・にぎわい |
| ☐ 医療 | ☐ 暮らし・コミュニティ | ☐ まちづくり |
| ☐ 子育て | ☐ 環境 | ☐ 環境 |
| ☐ 教育 | ☐ 交通 | ☐ みどり |

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に ☒ のうえ、ご記入ください。

- ☐ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- ☐ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日(月) から 10月21日(火) まで

ご意見の提出方法

インターネット 入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。



差出有効期限
令和7年
10月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

231-8790

005

見本

(受取人)
横浜市中区本町6-50-10
横浜市政経局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

☐ 横浜市 _____ 区

☐ 横浜市内

■年代

☐ ~10歳代 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代

☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表

市民意見募集の実施等

11月頃

素案の策定

パブリックコメント
(令和8年1月頃~2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定 ※策定した原案は、
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政経局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様トイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものかを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1団体あたり200セット(1箱)をお渡しします。

※100セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年10月17日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等はいません。引き取りに来ていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試し用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

● 配布物

お渡しするトイレパックのイメージ➡

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット／1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す
※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごとの燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください
※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ざるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

- 受取決定 ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

- 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)
(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)
受取場所は、こちらから指定させていただきます。

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まっています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和7年12月2日(火) 14時～15時30分(13時15分開場予定)

(2) 場所

横浜関内ホール(横浜市中区住吉町4-42-1)

(3) 内容

・落語(一席)

出演:三遊亭 好楽 氏(落語家)(予定)

・終活に関する対談(終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える)

出演:三遊亭 好楽 氏(予定)

黒澤 史津乃 氏(株式会社OAG ウェルビーR代表取締役)(予定)

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方(先着1,000名)

5 お申込みについて

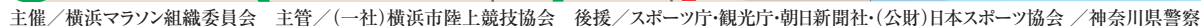
【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話:0120-101-350

FAX:03-6800-7769

【申込開始日時】令和7年10月14日(火)9時から

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp



横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業 事後評価調査アンケートの実施 及び横浜駅西口駅前広場等の整備状況について

1 横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業 事後評価調査アンケートの実施

(1) 目的

横浜駅きた西口（神奈川区鶴屋町）にて実施している「横浜駅きた西口鶴屋地区市街地再開発事業」による建物 THE YOKOHAMA FRONT（ザ・ヨコハマフロント）等が完成し、供用を開始しています。この度、事業による整備効果の検証と、今後の再開発事業に生かすため、アンケート調査を実施します。

市民の皆様がどのように感じてもらっているかをお聞きすべく、横浜駅周辺にお住まいの方のうち1500名の方へアンケートをお送りさせていただきますので、回答のご協力をお願いいたします。

(2) 調査期間

2025年10月下旬～11月下旬を予定

対象となる町丁目にお住まいの方すべてに配布されるものではありませんので、ご了承ください。

(3) 調査対象、アンケート票配布方法

調査対象	調査方法
駅周辺居住者	対象となる町丁目にお住まいの方から個人を無作為に抽出し、郵送にて配布 ※対象の町丁目は別紙のとおり ※配布数：神奈川区・西区 各 1500
来街者	駅周辺で街頭配布（予定）
再開発ビル居住者	アンケート票ポスティング配布（予定）
再開発ビル営業者	営業者へ配布（予定）

(4) 郵送時期

2025年10月下旬を予定

(5) 回答方法

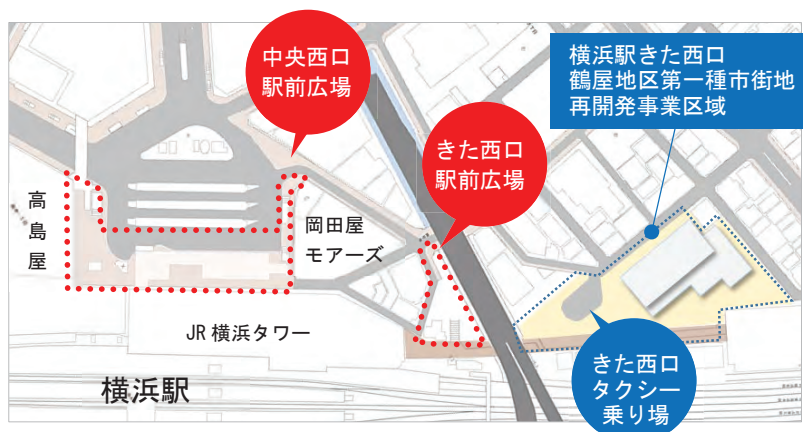
郵送での返送 又は WEB での回答

(6) アンケート概要

- ・（共通）再開発事業への評価や改善点、再開発事業でできた施設への評価、属性等
- ・（駅周辺居住者 / 来街者）横浜駅西口の利用頻度、利用目的等
- ・（再開発ビル居住者）転居前の住まい情報、転居理由、定住意向、多言語対応等サービス評価等
- ・（再開発ビル営業者）出店理由、立地の評価、オープン後の状況、多言語対応効果等

2 横浜駅西口駅前広場等の整備状況

GREEN×EXP02027 の開催を控え、横浜駅周辺では、横浜の玄関口として多くのお客様をお迎えする環境整備を進めています。駅前広場整備完了後は、エリアマネジメントによるイベント活用など、にぎわいのある駅前空間の創出を目指します。



〈にぎわいのある駅前空間のイメージ〉
令和7年5月
ヨコハマニシグチ OPEN PARK 開催状況

(1) 中央西口駅前広場

歩きやすい歩行者空間の確保やタクシーと一般車動線の交錯を解消する工事を令和7年6月から始めています。

歩行者の円滑な通行動線を確保の上、待合せなどの滞在空間や、イベント活用等による賑わいのある駅前空間の創出を目指します。

(2) きた西口駅前広場

河川と隣接した立地を生かした憩いの空間やイベント活用による賑わいのある駅前広場を目指します。

屋根工事は完了し、令和7年度からは植栽などの工事に着手していきます。



▲中央西口舗装整備のイメージ

(3) きた西口タクシー乗り場 (R7.3 オープン)

きた西口タクシー乗り場は「横浜駅きた西口鶴屋地区第一種市街地再開発事業」の一環で、再開発建物「THE YOKOHAMA FRONT (ザ・ヨコハマフロント)」とあわせて整備されました。ぜひご活用ください。



▲きた西口タクシー乗り場



▲再開発事業区域全景

担当 横浜市都市整備局都心再生課 土師、石黒
TEL 045-671-2693
Mail tb-excite22@city.yokohama.lg.jp

【別紙】西区の配布対象町丁目一覧

区名	町丁目
西区	岡野一丁目
西区	岡野二丁目
西区	北軽井沢
西区	北幸一丁目
西区	北幸二丁目
西区	楠町
西区	桜木町6丁目
西区	桜木町7丁目
西区	浅間町1丁目
西区	浅間町2丁目
西区	浅間町3丁目
西区	高島一丁目
西区	高島二丁目
西区	中央一丁目
西区	戸部本町
西区	戸部町6丁目
西区	戸部町7丁目
西区	西平沼町
西区	花咲町6丁目
西区	花咲町7丁目
西区	平沼一丁目
西区	平沼二丁目
西区	みなとみらい五丁目
西区	みなとみらい四丁目
西区	みなとみらい六丁目
西区	南軽井沢
西区	南幸一丁目
西区	南幸二丁目
西区	南浅間町
西区	宮ヶ谷
西区	伊勢町2丁目
西区	境之谷
西区	戸部町4丁目
西区	桜木町5丁目
西区	桜木町4丁目
西区	西戸部町3丁目

区連会 9 月 定例会 説明資料
令和 7 年 9 月 18 日
総務局 地域防災課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

総務局地域防災課長

地震火災対策事業の啓発訪問及び相談会の実施について【周知依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では、地震火災対策の推進の一環として、感震ブレーカーの設置促進を進めています。

この度、特に延焼火災の危険性の高い重点対策地域において、感震ブレーカーの設置及び地震火災対策の推進を目的として、地域内の戸建て住宅を訪問し、横浜市補助事業の一覧をご案内します。

併せて、西区全域の区民を対象とした、感震ブレーカーの相談会を西区役所にて実施いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 啓発訪問の概要

【訪問期間】令和 7 年 10 月中旬～令和 7 年 11 月末

【訪問対象】赤門町 2 丁目、伊勢町 1～3 丁目、老松町、霧ヶ丘、久保町、境之谷、中央 1～2 丁目、西戸部町 1～3 丁目、西前町 2～3 丁目、浜松町、東久保町、藤棚町 1～2 丁目、元久保町
※戸建て住宅（約 7,600 戸）

【訪問事業者】株式会社 J P メディアダイレクト（日本郵政グループ）
東京都港区虎ノ門 1-21-17

【案内事業】別添チラシ（2 種類）を参照

【その他】不在時は、再訪問いたします。不在だった場合はチラシを投函いたします。

4 防犯対策

- ・戸部警察署生活安全課に共有済み
- ・訪問事業者は、下記のビブス及びキャップを着用し、横浜市長公印が押印された訪問員証明書を必ず携帯し、提示します。

【イメージ】



地震火災対策事業 訪問員証明書



No. : 00001

事業者名：株式会社〇〇

氏名：横浜 太郎

有効期限：令和〇年〇月〇日

上記の者は、市の委託を受け、戸別訪問を実施する訪問員であることを証明する。

横浜市長 印

5 相談会の実施について

設置にあたってご不安のある方、設置方法がわからない方などを対象に展示・相談会を行います。

【日時】10月15日（水） 受付時間 10：00～12：00

【対象】西区にお住まいの方

【会場】西区役所3階 3B会議室

【申込】不要

6 お問い合わせ先

（訪問事業に関すること）

横浜市総務局地域防災課

電話 045-671-3456

（感震ブレイカーの申請・相談会について）

船山株式会社（横浜市感震ブレイカー等設置推進事業受託事業者）

コールセンター 0120-993-918

総務局地域防災課

担当 海野、山羽

電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677

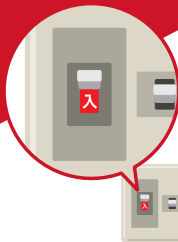
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



破損した
コードからの
漏電

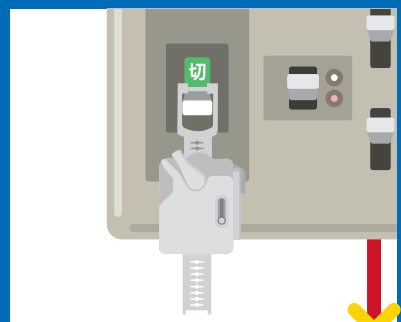


停電から
復旧時の
火災

ストーブと
可燃物の
接触



感震ブレーカーを設置



大きな揺れを感じて
自動OFF

火災防止

横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは **補助** があります！

重点対策地域は **全額補助**！それ以外の地域は **一部補助** します！

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step1

自宅に「感震ブレーカー」
がついているか確認
3 ページでご確認！

Step2

感震ブレーカー
を選ぶ

Step3

電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに！

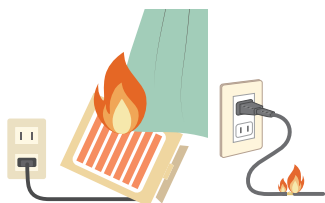
なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは



① 地震発生 停電・避難

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



② 電気の復旧 出火



③ 火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

※横浜市地震被害想定調査報告書(平成 24 年 10 月)より。元禄型 関東地震、冬場の 18 時に発生と想定。

Point

地震火災の 6 割以上は「電気」が原因※です。



※出火原因が確認されたもの。[大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会]報告書より。



そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

※一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の
制度を
Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー (3〜4 ページの器具)
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー (3〜4 ページの器具)
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3〜4 ページにてご確認ください。
※横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

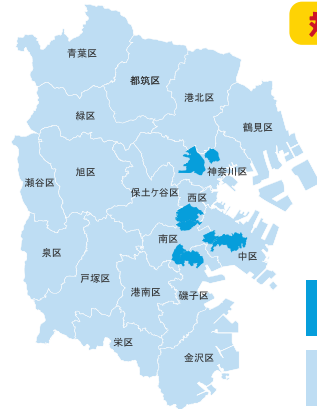
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア〜カのいずれかであること
- ア. 65 歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳 (療育手帳) の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

※「中学を卒業した方」から「64 歳以下の方」がいる世帯についてはイ〜オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000 件 (先着順)

対象地域



青色 全額補助
重点対策地域
水色 一部補助
横浜市全域が
対象地域

重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を「重点対策地域」として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

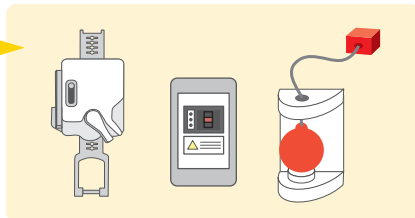
● 神奈川区	● 西区	千代崎町1丁目	大岡3丁目
旭ヶ丘	赤門町2丁目	千代崎町2丁目	東台
浦島丘	伊勢町1丁目	千代崎町3丁目	唐沢
神大寺1丁目	伊勢町2丁目	千代崎町4丁目	山谷
神大寺4丁目	伊勢町3丁目	寺久保	清水ヶ丘
栗田谷	老松町	西竹之丸	中村町1丁目
新藤分町	露ヶ丘	西之谷町	中村町2丁目
白幡上町	久保町	初音町1丁目	中村町3丁目
白幡仲町	境之谷	初音町2丁目	西中町4丁目
白幡西町	中央1丁目	初音町3丁目	八幡町
白幡東町	中央2丁目	英町	伏見町
白幡南町	西戸部町1丁目	本郷町1丁目	平楽
白幡向町	西戸部町2丁目	本郷町2丁目	南太田1丁目
中丸	西戸部町3丁目	本郷町3丁目	三春台
西大口	西前町2丁目	本牧荒井	若宮町1丁目
西神奈川3丁目	西前町3丁目	本牧町1丁目	若宮町2丁目
二本榎	浜松町	本牧町2丁目	若宮町3丁目
白楽	東久保町	本牧溝坂	若宮町4丁目
平川町	藤棚町1丁目	本牧緑ヶ丘	● 磯子区
広台太田町	藤棚町2丁目	資沢	磯子8丁目
松本町1丁目	元久保町	麦田町2丁目	岡村1丁目
松本町2丁目	赤門町1丁目	麦田町3丁目	岡村2丁目
松本町3丁目	上野町1丁目	麦田町4丁目	岡村3丁目
松本町4丁目	上野町2丁目	矢口台	岡村4丁目
三ツ沢上町	上野町3丁目	山手町	岡村5丁目
三ツ沢下町	大芝台	大和町1丁目	岡村6丁目
三ツ沢中町	大平町	大和町2丁目	滝頭1丁目
六角橋2丁目	柏葉	山元町1丁目	滝頭2丁目
六角橋3丁目	北方町1丁目	山元町2丁目	滝頭3丁目
六角橋4丁目	北方町2丁目	山元町3丁目	中沢町
六角橋5丁目	麓山	山元町4丁目	久木町
六角橋6丁目	竹之丸	● 南区	広地町
	立野	大岡1丁目	丸山2丁目
		大岡2丁目	

Step1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くに
このような器具は
ついていますか？

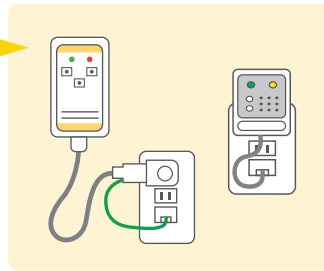


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

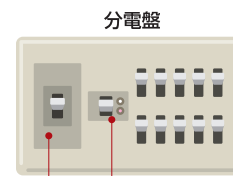
コンセントの近くに
このような器具は
ついていますか？



Check Point !

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



アンペアブレーカー

漏電遮断器

- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのに困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	パネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボールⅢ	Ki感震センサー（アース線タイプ、3端子タイプを選択）
写真				
製品の詳細はこちら▼				
正面からの寸法 (mm)	縦 145× 横 66× 奥行き 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行き 28	縦 111× 横 30× 奥行き 45
メーカー名 (問合せ先)	(株) リンテック 21 TEL : 03-5798-7801		(株) エヌ・アイ・ピー TEL : 03-3823-6220	ケー・アイ技術 (株) TEL : 0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800 円 (送料・税込)		申請者負担額 1,700 円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900 円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	パネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感じた直後		揺れを感じた直後	揺れを感じてから3分後
注意点	・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合 ふたを完全に閉められない（ふたを開けたままであれば取付けできる）。		・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応（ひも部分の隙間は空けておく必要がある）	・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100V のコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA 以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法



郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申 込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。

※配送後に器具の返品や返金はできません。



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者をご連絡します。



取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)

注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任をお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6
 コールセンター：0120-993-918(受付時間 午前8時30分～午後5時15分)
 FAX：0258-25-2782 E-mail：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp
 ※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

事業の一部は、株式会社トヨタユセック様の地方創生の取組としてご支援いただき、実施しています。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利 用 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は ☒ ⇒ ☐ チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒 横浜市 区		
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号 メールアドレス ※お持ちの方のみ	
希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください) ☐ 器具配送 ☐ 器具 + 器具取付 (要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)			
希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください) ※重点対策地域の方は無償です。			
☐ ヤモリ.....1,800 円 ☐ Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900 円 ☐ ヤモリ・デ・セット.....2,700 円 ☐ Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900 円 ☐ スイッチ断ボール.....1,700 円			
取付希望日 (取付支援を 選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望 時間帯	☐ 午前 9時～12時 ☐ 午後 12時～18時
3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい			
・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。 ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。 ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。 ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。 ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。 ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。 ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。			

↓ 折り線①

9408577



2024年3月
31日まで
(切手不要)

新潟県長岡市稲保4-720-6
新潟県長岡市稲保4-720-6
横浜市感震ブレイカー等設置推進事業
受託事業者
船山株式会社
行



→ 折り線④

↑ 折り線②

← 折り線③

必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

地震火災で危険なところのイメージ



重点対策地域とは

平成24年の地震被害想定をもとに、地震時の火災による延焼危険性の特に高い地域として、建築物の防火規制や除却・建替えへの補助など、重点的に地震火災対策の取組を実施している地域です。

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部の地域を指定しています。



詳細はこちらをご覧ください

重点対策地域(不燃化推進地域)
対策地域



お問い合わせ

横浜市都市整備局 防災まちづくり推進課



045-671-3595



045-671-3595

※受付時間・・・平日 8:45～12:00 / 13:00～17:15

〒231-0005
横浜市中区本町6-50-10 市庁舎29階



大地震の被害想定 その7割は火災によるものです。

いざという時に備えて、地震火災の対策しませんか？

横浜市では、令和7年度から地震火災対策の支援メニューを新規・拡充して、対策を加速させます！

写真提供: 神戸市

令和7年度から新規・拡充する個人・家庭向けメニュー

新規メニュー

延焼火災から
命を守りたい

除却・建替え補助に加え、部分的な改修補助を新設

窓などの不燃化(防火)改修
上限100万円補助



拡充メニュー

地震の出火を
防ぎたい

これまで補助率1/2だったものを拡充

通電火災を防ぐ
感震ブレーカーの
器具代全額補助



建築物の安全性を
確認したい

これまで器具の取付支援のみだったものを拡充

高齢者・障害者等の世帯へ
家具転倒防止器具の
設置費全額補助



旧耐震住宅※のみだった補助対象を拡充

平成12年5月以前の
木造住宅へ無料診断や
耐震改修補助



※昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅

耐震補強工事の例

※1

重点対策地域の主な個人・家庭向け地震火災対策支援メニュー

※1 【重点対象地域】：神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の各一部（詳しくは裏面に記載）

※2 過去2年間、世帯員全員の住民税が非課税である世帯

お悩み事

支援メニュー概要 ※各種制度は別途要件がありますので、詳細はWebサイト又は問合せ先にご確認ください。

お問合せ先

市外局番は「045」です。

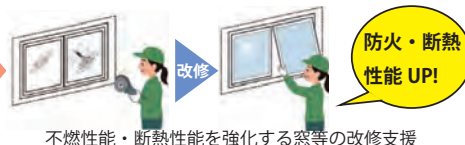
建築物の
解体・新築・改修
をしたい

延焼火災から命を守りたい

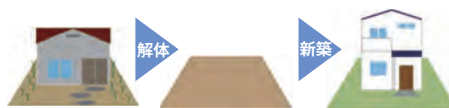
老朽建築物の解体したい

燃えにくい建築物を建築したい

木造住宅
(平成12年5月末以前に建築)
を耐震改修したい



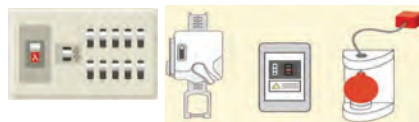
不燃性能・断熱性能を強化する窓等の改修支援



老朽建物の解体や耐火性の高い建築物の新築支援



大地震時の建物倒壊等を防ぐ耐震改修支援



分電盤に感震ブレーカー（簡易タイプ）の設置支援



タンスや棚等に家具転倒防止器具の設置支援



ブロック塀等の除却、改善工事の支援



狭あい道路の拡幅整備の支援

発災時スムーズに
避難できるように
したい

危険なブロック塀を改善したい

自宅前の狭い道路を拡幅したい

建物の安全性を
確認したい

建物の安全性を確認したい

耐火性能や耐震性能等の確認のため、専門家を無料派遣します。

防火性能・断熱性能の高い窓等への
改修費用を補助します。(上限100
万円/棟、複数回に分けて申請可)

解体や耐火性の高い建物への新築
工事費用をそれぞれ上限150万円
(最大300万円)まで補助します。

耐震改修工事費用を補助
一般世帯 : 上限115万円
非課税世帯※2 : 上限155万円

「簡易タイプ」の購入費を全額補助し、
機器を自宅に送付。高齢者・障害者
等のみの世帯は取付支援します。

高齢者・障害者等のみの世帯へ、
購入費を全額補助し、機器の取付
支援をします。

除却工事、及び除却工事と併せて
行う軽量フェンス等の新設工事費用
を補助します(上限50万円)

「整備促進路線」に指定された
道路の拡幅工事費の補助や
市による舗装を実施します。

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595

建築局建築防災課
(耐震事業担当)
☎ 671-2943

船山株式会社
☎ 0120-993-918
総務局地域防災課
☎ 671-3456

株式会社アイリスプラザ ユニティ狛江店
☎ 03-5438-5511
総務局地域防災課
☎ 671-3456

建築局建築防災課
(事務担当)
☎ 671-2930

(狭あい道路担当)
☎ 671-4544

都市整備局防災まちづくり推進課
☎ 671-3595



すでに多くの人が
始めています！

※3 令和4年度時点の累計

感震ブレーカー



※3
約2万戸のご家庭が
補助を受けて設置しました！

解体・新築



※3
約2千軒が
補助を利用して建て替えられました！

初期消火器具



※3
約350基を
自治会町内会等が新たに設置しました！

各支援メニューの詳細
はこちら(リンク集)



地震火災🔥を防ぐ！

横浜市補助制度 感震ブレーカー相談会

感震ブレーカーにまつわる疑問を
まるっと解決して、地震火災に備えませんか？

参加費
無料
事前申込
不要

10月15日[水]

受付時間 10:00 ▶ 12:00

会場 西区役所 3F 3B会議室
(西区中央 1-5-10)

- ✓ [感震ブレーカーって？]
- ✓ [我が家にはどの器具が設置できるの？]
- ✓ [会場でも申請可能です！]
- ✓ ご自宅の分電盤の写真があると、
よりスムーズにご相談いただけます！

ご来場の方には、**災害用アルミブランケット**と
トイレパックをプレゼント！



お問合せ

横浜市感震ブレーカー コールセンター

☎ 0120-993-918 FAX 0258-25-2782

✉ info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

「横浜市 感震ブレーカーHP」
はこちら



西区社協発第190号
令和7年9月18日

連合町内会・自治会 会長各位

社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会
会 長 西岡 茂

横浜市西区社会福祉協議会 社会福祉功労者表彰候補者の推薦について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、地域福祉推進のため多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も本会社会福祉功労者表彰要綱に基づき、第44回西区社会福祉功労者表彰式を令和8年2月7日（土）に実施いたします。

つきましては、同表彰候補者をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

1 推薦対象

地域の福祉活動に対し、原則として3年以上、その功労が顕著な個人・団体。
当該年度を除く過去3年間に表彰を受けた者は除く。

※同封の受賞者一覧にお名前のある方や団体は対象外となります。

2 提出先および提出方法

提 出 先：横浜市西区社会福祉協議会 下記担当あて

〒220-0011 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階

提出方法：原本を郵送にてお送りください。

3 推薦締切

令和7年10月31日（金）

4 同封書類

（1）地域福祉功労者推薦書（様式1）

（2）推薦書記入例

（3）活動年数等早見表

（4）西区社会福祉功労者表彰 受賞者一覧

（5）本会社会福祉功労者表彰要綱及び運営要領

※ 推薦書類は本会ホームページからもダウンロード可能です。

<https://www.yoko-nishishakyo.jp/>

【事務局】

横浜市西区社会福祉協議会

担当：岩崎・関野

電話：450-5005

(様式 1)

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
地域福祉功労者推薦書

団体名 _____

推薦者職氏名 _____ 印

フリガナ			性別	男・女
氏名又は団体名	代表者名 ()			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日 (歳)			
現住所又は所在地	(〒 -) 電話 ()			
現在の所属及び役職名				
活動開始日	昭和・平成・令和 年 月 日			
活動年数	年 カ月			
直近 3 年の活動頻度	年	年	年	
略歴概要				
推薦理由				
表彰歴				
特記事項				

※活動年数は原則 3 年以上とします。

※本推薦書により取得した個人情報、本会表彰事業以外の目的には使用しません。

事務局使用欄	受付印
☐ 会員種別 ____ 種 ☐ 活動年数 ☐ 台帳への入力	

《記入例》
(様式1)

社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会
地域福祉功労者推薦書

団体名 第●地区連合町内会

推薦者職氏名 会長 ○○ ○○ 印

フリガナ	ニシ タロウ	性別	男 ・ 女
氏名又は団体名	西 太郎 代表者名 ()		
生年月日	大正・昭和・平成 ◆◆年 ○○月 ◆◆日 (■■ 歳)		
現住所又は所在地	(〒220-0011) 横浜市西区高島 ◆◆◆-●● 電話 045 (▲▲▲) ○○○○		
現在の所属及び役職名			
活動開始日	昭和・平成・令和 60 年 4 月 5 日		
活動年数	◆◆ 年 6 ヲ月		
直近3年の活動頻度	●●年 ほぼ毎日 ▲▲年 ほぼ毎日 ■■年 ほぼ毎日		
略歴概要	昭和60年 近隣の道路清掃開始		
推薦理由	長年にわたり、近隣の清掃を自主的に行っており、地域の美化に貢献している。 また、早朝の清掃は近隣の小学生の登校時の見守りとなり、防犯の役割も果たしている。		
表彰歴			
特記事項			

※活動年数は原則3年以上としま
※本推薦書に取得した個人情報

表彰の対象は「地域の福祉活動に功労のあったもの」
です。功労や活動について具体的にお書きください。
また、この内容は表彰式当日に受賞者紹介として使用
します。

活動年数等早見表

1 推薦にあたっての留意事項

- (1) 推薦基準日は、当該年度の**4月1日現在**とします。
ただし、民生委員児童委員の基準日は11月30日現在とします。
- (2) 審査会で審査のうえ、表彰者を決定します。(11月下旬予定)
- (3) 表彰者ならびに推薦者には、表彰決定と表彰式参加依頼の通知を直接区社協より送付いたします。
- (4) 地域福祉功労者表彰については、当該年度を除く過去3年間(R6,R5,R4年度)に表彰を受けた方は、受賞できません。
- (5) 永年勤続表彰については、過去に1度本会永年勤続表彰を受けた方は、受賞できません。

活動年数等早見表（令和7年4月1日現在）

開始年	西暦	経過年数	経過月
平成 22	2010	15	右表参照
23	2011	14	
24	2012	13	
25	2013	12	
26	2014	11	
27	2015	10	
28	2016	9	
29	2017	8	
30	2018	7	
31(R1)	2019	6	
R2	2020	5	
R3	2021	4	
R4	2022	3	

開始月	4月1日現在
1月1日から→	3ヶ月
2月1日から→	2ヶ月
3月1日から→	1ヶ月
4月1日から→	0ヶ月
5月1日から→	11ヶ月（－1年）
6月1日から→	10ヶ月（－1年）
7月1日から→	9ヶ月（－1年）
8月1日から→	8ヶ月（－1年）
9月1日から→	7ヶ月（－1年）
10月1日から→	6ヶ月（－1年）
11月1日から→	5ヶ月（－1年）
12月1日から→	4ヶ月（－1年）

西区社会福祉功労者 受賞者一覧（過去3年分）

（敬称略・順不同）

年度	地域福祉功労者		金品寄付	永年勤続者(常勤)	永年勤続者(非常勤)	
令和4	読み語りグループばれっと	とべとべサロン	西平沼第一高架橋道路対策委員会	金 守漢 丸山 文枝 佐藤 裕晃 北村 類 満田 勝則 寺村 美香 佐々木 千賀 紺野 ゆみ子 早川 綾子 五十嵐 信恵 志田 茜	長岡 綾 大久保 富美枝 関 忍 藤平 恵美子 矢田 司 佐藤 康夫 宮原 久美子 石塚 明夫 神谷 芳子 近藤 亙志 鳥潟 三佐子 近藤 久夫 小林 恵美子 大曾根 節子 佐藤 邦人 秋元 典子 今 正美 坂本 光代 佐藤 時子 村岡 美由紀 佐藤 貴子 佐久間 美奈子	岩本 恭子 戸田 悦子 内田 玲子 立川 えり子 雨宮 克典 大須賀 多恵子 杉山 裕子 重岡 ちあき 近川 万里 石原 三津子 谷内田 文子 沼倉 道子 生駒 英子 鈴木 美代子 田守 清司 小沼 明美 鈴木 照美
	森川 洋子	持月 なか子				
	佐久間 二三代	中島 まり子				
	田中 成美	前田 広一				
	小清水 朱美	中土井 香保里				
	饗場 保美	大谷 明				
	松田 和美	市川 重義				
	石野 勲	近藤 裕子				
	菱倉 カズ子	神戸 英男				
	藤井 由美	中山 ヤエ				
	作中 宏	天笠 米藏				
	関 奈津子	石井 紀太郎				
	大貫 八重子	泉 久子				
	西田 千寿子	正瑞 園子				
	月森 真理子	根本 伸子				
	伊藤 キミ	水野 伸一				
	本間 菊美	池田 利明				
	秋山 小夜子	佐々木 栄				
	菊地 康	松浦 宏				
	白井 真一	西区保健活動推進委員会第4地区				
	白石 弘道	軽井沢自治会防犯パトロール隊				
	高松 道江	酒井 保子				
令和5	チーム夏祭り	名輪 高男	成田 康孝 切り絵教室 水仙会	牧内 美月 青木 美由紀 吉松 京佑 島田 隆寛 品川 聡 松崎 由美子 坂田 理恵子 今古川 美詠子 太田 雄平 後藤 愛子 栗本 直樹	奥津 吉枝 井上 聖美 片野 優子 金子 久子 川島 淑子 猪飼 匡世 廣瀬 雪子 松藤 裕美 前田 郁枝 金子 いずみ 飛田 優子 福田 路子 田村 弘子	松坂 亜紀子 石川 芳雄 内藤 直美 天野 優子 笠井 三子 杉澤 佐知子 小口 佳子
	カシヤット倶楽部	飯塚 義雄				
	佐藤 佐奈恵	山口 大麓				
	本戸 信也	大田 トメ				
	村上 英子	池田 親政				
	清水 桂子	根本 まき子				
	加藤 久美子	坂本 君子				
	須藤 誠一	鈴木 康子				
	境之谷東部自治会	長島 百合子				
	小原 郁恵	川合 逸平				
	兵頭 真人	榊原 泰子				
	山口 精一	笛吹 美千子				
	深澤 安幸	西区保健活動推進委員会第六地区				
令和6	おはなし山	中尾 尚美		倉持 美津江 玉城 季愛 青山 朱美 岡村 拓実 熊谷 真紀 佐藤 美咲 菅田 由利子 新川 久美子 野口 真琴 吉田 まなみ 井上 透 古舘 恵莉華 工藤 健一 亀井 寿美江 金子 美津江 高田 美佐子 端戸 凧 瀧 晴美	加藤 深雪 田口 悦子 田村 真里 谷本 朝子 山口 琴美 志村 香穂 飯淵 久美子 駒形 義男 和泉 澄恵 鈴木 孝児 宮本 志津子 村島 亜希子 平林 正則 廣木 文子 猪下 昇 浅田 絢子 戸田 ひろ美 近藤 正美	小野寺 瑞枝 日笠 マチ子 大河原 由美子 長崎 恵美子 垣内 邦子 藤森 美雪 山岸 正枝 吉田 義憲
	鵜澤 秀男	山田 百合子				
	田中 春江	田村 幸信				
	菱田 由美子	森川 昭				
	三橋 福太郎	大倉 富男				
	久保 早苗	相馬 亮子				
	市木 啓子	河内 宗次郎				
	布おもちゃの会	浅間台小学校「学援隊」				
	わいわいランチの会	松本 弥生				
	増山 ちとせ	林野 律子				
	山 悦子	高橋 一枝				
	浅間台自治会ふれあい守る会	菅野 邦夫				
	横田 美代子	三村 扶美子				
	真野 正子	村井 恵子				
	丸田 文男	庄司 敏子				
	前島 トシ子	稲村 明美				
	小林 幹雄					
	伊勢一親子ひろば					

社会福祉功労者表彰要綱

制 定 平成 29 年 10 月 1 日

一部改訂 令和 7 年 4 月 1 日

(目 的)

第 1 条 本要綱は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉に功労のあった者及び社会福祉施設・事業所における永年勤続者に対して、本会が感謝の意を表し、その功を称えることにより地域福祉の推進及び社会福祉サービスの向上に資することを目的とする。

(名称及び表彰の種類)

第 2 条 表彰の名称は社会福祉功労者表彰とし、表彰基準日は毎年 4 月 1 日とする。ただし、民生委員児童委員の表彰基準日は、1 1 月 30 日とする。

2 表彰の種類は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域福祉功労者
- (2) 永年勤続表彰

(地域福祉功労者表彰の対象)

第 3 条 社会福祉功労者表彰は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地域の福祉活動に対し、原則として 3 年以上、その功労が顕著な個人・団体とし、当該年度を除く過去 3 年間に表彰を受けた個人・団体は除く。
- (2) 本会に対し、当該年度の基準日から過去 10 年間に金品を寄付した個人・団体で次に掲げるもの。
 - ア. 個人については 10 万円（年額または累計）以上の者
 - イ. 団体については 20 万円（年額または累計）以上の団体
 - ウ. 5 年以上にわたり寄附行為があり、その累計が個人においては 10 万円以上の者、団体については 20 万円以上の団体
- (3) その他特に顕著であると本会会長が認めるもの

(永年勤続表彰の対象)

第 4 条 永年勤続表彰は、当該年度の 4 月 1 日を基準として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 表彰の対象は本会会員施設の職員とする。

(2) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上10年未満勤続した常勤職員とし、以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。

(3) 西区内の社会福祉施設・事業所において過去5年以上勤続した非常勤職員とし、以後本会の永年勤続表彰を受けた者は対象から除くものとする。

(表彰者の推薦)

第5条 本会会員は、表彰に該当するものがあるときは、所定の様式をもって会長に推薦できるものとする。ただし、民生委員児童委員については地区民生委員児童委員協議会単位とする。

2 金品寄附に關しての個人・団体の推薦については、所定の様式をもって本会事務局長が会長に推薦するものとする。

(選考方法)

第6条 会長は推薦を受けた被表彰者の選出を適正に対応するため、本会社会福祉功勞者表彰審査会運営要領に基づき、審査会を開催し、同会の意見に基づき被表彰者を決定する。

2 その他、審査会に必要な事項は会長が別に定める。

(表彰の方法)

第7条 表彰は年1回とし、会長により行う。

2 共催する場合は、連名で表彰を行うことができる。

3 表彰にあたっては、賞状を贈呈する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、顕彰の運営に關する詳細については別に定める。

附 則

(改 廢)

1 平成21年9月28日制定の本会社会福祉功勞者表彰要綱は廢止し、本要綱を新たに制定する。

(施行期日)

1 本要綱は、平成29年10月 1日から施行する。

1 本要綱は、令和 4年 8月19日から施行する。

1 本要綱は、令和 7年 4月 1日から施行する。

社会福祉法人 横浜市西区社会福祉協議会
社会福祉功労者表彰運営要領

制定 平成 23 年 9 月 28 日
一部改正 令和 7 年 4 月 1 日

1. 目的

この要領は、社会福祉法人横浜市西区社会福祉協議会功労者表彰要綱(以下「要綱」という)による運営の取り扱いについて定めるものとする。

2. 表彰の推薦基準

地域福祉功労者表彰	推薦者	被推薦者
(1) 3 年以上、その功労が 顕著な個人・団体	区社協会員	(1) 要綱により、当該年度 を除く過去 3 年間に表彰を 受けたものは除く (2) 対象は、個人・団体い ずれも可とする
(2) 区社協に対しての金品 寄付者	区社協事務局長	この要綱により既に表彰を 受けたものも対象とする
永年勤続表彰	推薦者	被推薦者
(1) 表彰対象は本会会員施 設の職員とする (2) 西区内の社会福祉施設 ・事業所において、過去 5 年以上 10 年未満勤続し た常勤職員 (3) 西区内の社会福祉施 設・事業所において過去 5 年以上勤続した非常勤 職員	施設・事業所管理者	過去に 1 度本会永年勤続 表彰を受けた者については、 対象外とする

3. 顕彰除外者

次の各号に該当するものは、顕彰の対象から除くものとする。

- (1) 顕彰の基準を満たさないもの。
- (2) その他顕彰を受けることが不適当と認められるもの。

4. 推薦方法

(1) 推薦基準日は、当該年度の4月1日現在とする。ただし、民生委員児童委員の基準日は11月30日現在とする。

(2) 推薦者は、地域福祉功労者には様式1及び様式2を、永年勤続表彰については様式3をもって推薦する。

(3) 社協以外の推薦先に対しては、事前に本会から該当する団体等に配布をする。

5. 表彰授与

地域福祉功労者表彰及び永年勤続表彰対象常勤職員は、本会が開催する社会福祉功労者表彰式典にて、表彰を授与し、永年勤続表彰対象非常勤職員は、所属する管理者から授与する。

附 則

この要領は平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要領は平成26年12月2日から施行する。

附 則

この要領は平成29年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は令和 4年 8月19日から施行する。

附 則

この要領は令和 7年 4月 1日から施行する。

西区社協発第197号

令和7年9月18日

自治会・町内会会長 各位

社会福祉法人
横浜市西区社会福祉協議会
会 長 西岡 茂

令和7年度 西区社会福祉協議会「会費」の納入について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の事業等につきましては格別なるご配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本年度の事業推進にあたり、本会会員規程第5条に基づき、次のとおり会費をご納入くださいますようお願い申し上げます。

- 1 納入金額 《会費額》 円
- 2 納入期限 令和7年11月28日（金）
- 3 納入方法 同封の払込取扱票（赤字のもの）をご利用の上、ゆうちょ銀行にてお振込みください。
※払込手数料につきましては本会が負担いたします
※事務局にご持参される場合は月～金曜日（9:00～17:00）にお持ちください
- 4 添付書類 ①請求書
②ゆうちょ銀行払込取扱票
③西区社会福祉協議会の決算概要について
④本会会員規程

担当：岩崎・富村

TEL：045-450-5005 FAX：045-451-3131

西共募発第46 号
令和7年9月18日

様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会横浜市西区支会
支会長 西岡 茂

令和7年度共同募金運動の実施に伴う戸別募金の協力について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

共同募金運動につきましては格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

10月1日から赤い羽根の共同募金運動が全国一斉に行われます。

共同募金は、地域の高齢者や障がいのある人、子どもたちなどに対するさまざまな地域福祉活動や、災害時には被災者支援活動に使われています。

今年も戸別募金へのご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、関係資料を別紙送付書のとおり送付いたしますので、ご確認ください。

目安額は100円単位で切り上げています

1 戸別募金目安額

(1) 赤い羽根共同募金 目安額 円 (基準世帯数×215円)

(2) 年末たすけあい募金 目安額 円 (基準世帯数×110円)

※基準世帯数：令和7年4月時点の自治会・町内会加入世帯数の90%

※戸別募金目安額を提示させていただいておりますが、目安額は強制するためのものではありません。
募金はあくまでも任意のものでありますので、ご理解をお願いいたします。

※目安額は令和7年3月の横浜市西区支会委員会で承認いただいた額で設定しています。

2 入金方法

振込または事務局窓口に持参

※同封の払込取扱票をご利用いただきますと、お近くの郵便局より各種手数料免除で振込みいただけます。是非ご活用ください。

3 募金期間(共同募運動実施期間)

令和7年10月1日～令和8年3月末日(12月上旬までを目途にご入金をお願いします)

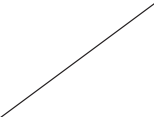
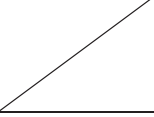
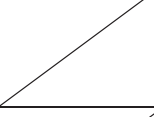
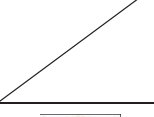
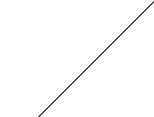
※詳細は、別添「共同募金運動実施に伴う留意事項」をご覧ください。

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市西区支会 (担当：福澄・富村)
横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
電話 450-5005 / FAX 451-3131

様

令和7年度共同募金運動資材送付書

	資材名	写真	使い方	資材数
1	赤い羽根		主に街頭募金で使用します。「寄付」のご協力をしていただいたしるしです。	枚
2	寄付済証 (領収書)		戸別募金で協力いただいた寄付者に対する領収書です。年度の記載はありませんので、次年度もご利用いただけます。 (1冊50枚綴り)	冊
3	共同募金リーフレット		共同募金への理解を深めていただく為の資料です。A4用紙を三つ折にしたサイズです。【5部単位】	部
4	戸別募金用 封筒募金袋		募金の任意性に配慮する為、封筒に入れ、戸別ごとに募金を集める為に使用します。【5枚単位】	枚
5	ポスターB3サイズ		自治会・町内会の掲示板などにご利用いただけるポスターです。 (1枚～)	枚
6	ポスターA4サイズ		上記と同じですが西区支会にて普通紙に印刷したものになります。(1枚～)	枚
7	払込取扱票		郵便振替のみご利用いただけます。指定の払込取扱票をご利用下さい。(1枚～)	枚
8	ボランティア委嘱状		神奈川県共募会長名による募金ボランティア用の身分証明証です。 【5枚単位】	枚
9	共同募金運動実施に伴う 留意事項		共同募金運動をすすめるにあたっての留意事項をまとめた資料です。A4用紙両面【5部単位】 ※資材の注文が無い場合も、自治会・町内会会長分1部を送付します。	部

※資材数については、7月にご確認させていただいた資材数確認票のとおりです。

未回答(変更なし)の自治会・町内会につきましては、前年度と同数とさせていただきます。

※資材に不足がある場合は追加発送いたしますので、お手数ですが下記事務局までご連絡ください。

【事務局】

神奈川県共同募金会横浜市西区支会 (担当：福澄・富村)
横浜市西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
電話 450-5005 / FAX 451-3131

共同募金運動実施に伴う留意事項

(自治会・町内会長、班長の皆様ご一読ください)



1 募金目標額（共同募金会横浜市西区支会設定額）について

共同募金は、皆様からお預かりしたお金を計画的に行うために、あらかじめ募金目標額の設定を行っています。今年度の目標額は、神奈川県共同募金会横浜市西区支会委員会において次のとおり設定しています。目標額を目安にご協力をいただきますようお願いいたします。

区内自治会・町内会 全体での募金目標額	○赤い羽根募金：基準世帯数×215 円	6,500,000 円
	○年末たすけあい募金：基準世帯数×110 円	3,500,000 円
基準世帯数とは？	各自治会町内会加入世帯数×90%を基準世帯としています	

※募金は任意な行為であり、お示ししている金額はあくまでも目安です。決してノルマではありませんので、戸別世帯への依頼に際しては寄付をいただく方々に強制的な印象を与えないようご配慮をお願いします。

2 募金活動実施に関して

(1) 戸別世帯を訪問して寄付を募る場合

必ず「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄には訪問する方の氏名をご記入ください。



(2) 自治会・町内会として一括でご協力いただく場合

自治会・町内会として、総会で共同募金に協力するということを決議し、会員に自治会・町内会として募金に協力するというを事前にご周知くださいますようお願いいたします。

(3) 寄付済証（領収書）の発行

ご寄付いただいた方が希望される場合は寄付済証(領収書)を発行してください。

寄付者が希望されない場合は発行しなくても構いません。

発行する際には、領収書の扱印欄に募金担当者（班長など）の印を押印し、寄付金額を記入してお渡してください。



(4) 寄付金額の指定は行わないでください

目標額の設定を行うために、一世帯あたりの目安額を設定していますが、募金への協力はあくまで寄付者の任意です。

(5) 各世帯の募金情報を公開しないでください

寄付を募る際に「誰がいくら寄付したか」がわかる情報の公開は行わないようお願いください。(たとえば寄付者と寄付金額が記載された名簿を提示したり、回覧板で寄付者と寄付金額を記入してもらう一覧表をつけて封筒を回すといった方法はご注意ください)

3 募金の入金について

募金活動が終わりましたら、**各班の寄付金を自治会・町内会ごとにお取りまとめいただき**、次の方法で入金していただきますようお願いいたします。

①郵便局口座への振込 ※同封の払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行から振込をしていただくと、 <u>手数料は無料</u> です	(1) ゆうちょ銀行からの振り込み 口座番号 00270-0-110715 (2) 他金融機関からの振り込み 〇二九(ゼロニキュウ)店(029) 当座 0110715 加入者 社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市西区支会
②事務局窓口へ持参 月曜日～金曜日 (土曜・日曜・祝日除く) 午前9時～午後5時	<受付窓口> 西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階 西区社会福祉協議会内 神奈川県共同募金会横浜市西区支会 Tel 450-5005 ※やむを得ず左記時間以外にご持参いただく場合は、必ず事前に連絡をお願いします。

※赤い羽根募金と年末たすけあい募金は、一緒にご入金ください。

※募金額の指定がある場合は、振込用紙の余白に「赤い羽根募金〇〇円」「年末たすけあい募金〇〇円」と内訳をご記入ください。窓口にご持参いただく場合は、受付職員に指定金額をお伝えください。

特にご指定がない場合は、事務局で「赤い羽根募金」：「年末たすけあい募金」＝215：110の割合とさせていただきます。

4 10万円を超える現金振込時の注意事項

銀行にて10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続者の本人確認書の提出が求められ、団体名で送金を行う場合は、手続者とその団体の関係性を確認できる書類(名簿等)、及び団体の設立趣旨等を確認できる書類(会則等)の提出が求められます。町内会・自治会名での送金にあたって、書類を整えられない等の場合は、手続者(会長様又は会計担当者様等)が**本人確認書**をご提示いただくことで、個人名でお振込みいただけます。その際、必ずお送りした払込取扱票をお使いください。

5 表彰について

大口のご寄付をいただいた方には、神奈川県共同募金会から感謝状が贈られます。下記に該当する寄付者がいる場合は、事務局までご連絡ください。

5万円以上ご寄付いただいた個人

10万円以上ご寄付いただいた法人・団体

※自治会・町内会自体は表彰の対象外となります。

問い合わせ先(共同募金事務局)

神奈川県共同募金会横浜市西区支会
西区高島2-7-1 ファーストプレイス横浜3階
横浜市西区社会福祉協議会内
TEL: 450-5005 / FAX: 451-3131

第5期

計画期間：令和8年4月～令和13年3月

にこまちプラン

にこやか しあわせ くらしのまちプラン
(西区地域福祉保健計画)西区のマスコットキャラクター
「にしまるちゃん」横浜市地域福祉保健計画
西区版キャラクター
「ちふくちゃん」

素案

区民意見募集

募集期間 令和7年10月1日(水)～11月10日(月)

ママ友、パパ友と
集まる機会が楽しみです地域の防災訓練には
家族で参加しています子どもたちが安心して
過ごせる居場所があります今後もずっと西区に
住み続けたいですどこへでも安心して
出掛けて行けます協力してくれる仲間が増えて
楽しいですみんなと挨拶をすることで
まちが安全になりましたごみ出しをお隣さんが
手伝ってくれましたいくつになっても
心と体が健康ですちょっと困ったときに
近所の人が助けてくれます障害があってもなくても
自分らしく生活することが
できます5年後、西区がこんなまちになることを目指して
令和8年度から始まる5か年計画

「第5期にこまちプラン」を策定します。

計画の素案につきまして、区民のみなさまの意見を募集します！

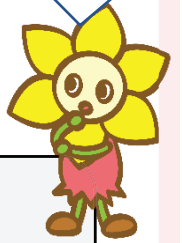
にこまちプラン*とは？

*正式名称は「西区地域福祉保健計画」

みんなが幸せになるように、 自分にできることをするためのプラン

人が人を思いやり、少しずつ助けあい、
安全で安心な生活を送ることのできる地域をみんなでつくっていきます。

にこまちプラン
ってな～に?!



にこまちプランは誰が進めるの？

西区とつながるすべての人

西区に住む人、働く人、学ぶ人、西区にある施設、関係機関、行政など、
西区に関係するすべての人が、
それぞれの立場でできることから始め、互いに協力して実行します。

どんな西区（まち）を目指す？

誰もが **にこやか** **しあわせ**に **くらす**まち

こどもも高齢者も、障害があってもなくても、みんながそれぞれの個性を
理解し、それぞれの得意を生かして支え合い、活躍できるまちを目指します。



こんなまちを
実現するために！

第5期にこまちプラン（区全体計画）

誰もが **にこやか** **しあわせ**に **くらす**まち を実現するため、基本理念に基づき、3つの
方向性と5つの基本目標を定めています。目標ごとの主な取組は、右上の表をご覧ください。

基本理念

西区に住む私たちは、住み慣れたまちで、誰もがにこやかに、
しあわせに、いきいきとくらし続けることを目指します。
そのために、自分たちでできることは自分たちで行い、人々
がつながり、みんながともに支えあうまちをつくります。



目標の中身は
右上へ

方向性

- 方向性① 地域のつながり・新たな地域福祉
の担い手を広げます。
- 方向性② 地域みんなで支え合い、課題解決
ができる地域づくりを進めます。
- 方向性③ あらゆる世代や生活形態にあわせ
て情報が届く取組を広げます。

目標

- 目標1 安全が確保され、安心なまち
- 目標2 活気にあふれ、健康なまち
- 目標3 一人ひとりの個性を認めあい、
みんなが共存するまち
- 目標4 地域全体がつながりを持つまち
- 目標5 こどもが健やかに成長できるまち

目標達成に向けた主な取組

詳細は西区ホームページで素案を閲覧してね♪
(裏面参照)

目標	主な取組
1 安全が確保され安心なまち	○防災・減災の取組充実、災害時の備え促進 ○防犯意識の向上、地域防犯活動支援 ○交通安全意識の向上 ○環境美化推進 ○食や住まいの安全 等
2 活気にあふれ、健康なまち	○健康づくり、フレイル予防 ○生きがいづくり ○社会参加につながるきっかけ・場づくり ○活動団体支援 ○感染症予防 等
3 一人ひとりの個性を認めあい、みんなが共存するまち	○多様性理解 ○障害者支援 ○認知症高齢者支援 ○権利擁護 ○社会的に孤立しない地域づくり ○犯罪や非行からの立ち直り支援 等
4 地域全体がつながりを持つまち	○自治会町内会、地区社会福祉協議会等の活動支援 ○ボランティア支援 ○新たなコミュニティづくり ○担い手づくり ○商店街、まちの活性化 ○見守り・支え合い ○デジタルの活用による情報発信 等
5 こどもが健やかに成長できるまち	○子育て支援 ○こどもの居場所づくり ○支援者・関係機関等のネットワーク強化 ○小・中学校との連携 ○こども・若者の意見聴取 ○こどもが活躍できる場づくり 等



みなさまのご意見を募集します！！

裏面も
見てね



にこまちプランは、
西区とつながるすべての人がつくり、
進めるプランです。
第5期計画策定にあたり、
みなさまからの貴重なご意見・
ご提案を募集しています。
ご意見・ご提案の提出方法は、
裏面をご確認ください！！

★素案の閲覧、ご意見・ご提案の提出方法★

実施期間：令和7年10月1日（水）～11月10日（月）

提出方法：①WEB

②メール ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

③FAX 045-324-3703

④意見募集箱への投函※

※意見募集箱は、西区役所、にしとも広場、区内の地域ケアプラザ・地区センター・福祉保健活動拠点（フクシア）に設置しています。

下記のご意見用紙を投函してください。
素案冊子も各施設にご用意しています。



にこまちプラン素案の閲覧、
WEBによるご意見の提出は
西区ホームページをご確認ください！！

横浜市トップページ>西区トップページ>健康・医療・福祉>福祉・介護>
地域福祉保健>にこまちプラン>>第5期にこまちプラン

問合せ先

西区役所 福祉保健課事業企画担当

電話：045-320-8437

メール：ni-nikomachi@city.yokohama.lg.jp

— はじめよう 今日から わたしにできること —
にこまちプラン

にこやかしあわせ
くらしのまちな
を目指します



キリトリ線



ご意見・ご提案をご記入ください

貴重なご意見ありがとうございます。

※いただいたご意見・ご提案は、今後の計画策定や推進の参考とさせていただきます。

※区役所ホームページにて意見募集結果を公表いたします。

西 福 第 774 号
令和7年9月18日

自治会・町内会長各位

西区福祉保健課長 繁田 智孝

民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選手続について（御礼）

秋風の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、12月1日付民生委員・児童委員及び主任児童委員一斉改選に関しまして、候補者選出に係る調整、推薦準備会の開催等に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

今後のスケジュールとしましては、御推薦いただきました民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者を、横浜市民生委員推薦会へ内申し、審査を経た上で厚生労働大臣への推薦を行うこととなります。厚生労働大臣からの委嘱が正式に決定しましたら、改めて御報告いたします。

なお、今回、候補者の推薦をいただけなかった自治会・町内会におかれましても、今回の一斉改選に限らず、毎年7月1日、12月1日付で委嘱の機会がございますので、引き続き、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

自治会・町内会長はじめ地域の皆様には、御多用のところ、御協力いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

【参考】今後のスケジュール

開催日	内 容 等
10月下旬	横浜市民生委員推薦会
12月1日	民生委員・児童委員、主任児童委員委嘱式 (西公会堂)

担当：西区福祉保健課運営企画係 橋本、高木
電話：320-8436

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：100 食
- ・ 賞味期限：2026 年 8 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg



③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg



④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1箱当たりの本数：24 本
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg



⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：70 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1箱当たりの食数：45 食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15 食)
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力のうえ、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了 サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト※に掲載していますので、ご確認ください。

※ 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区		
磯子区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

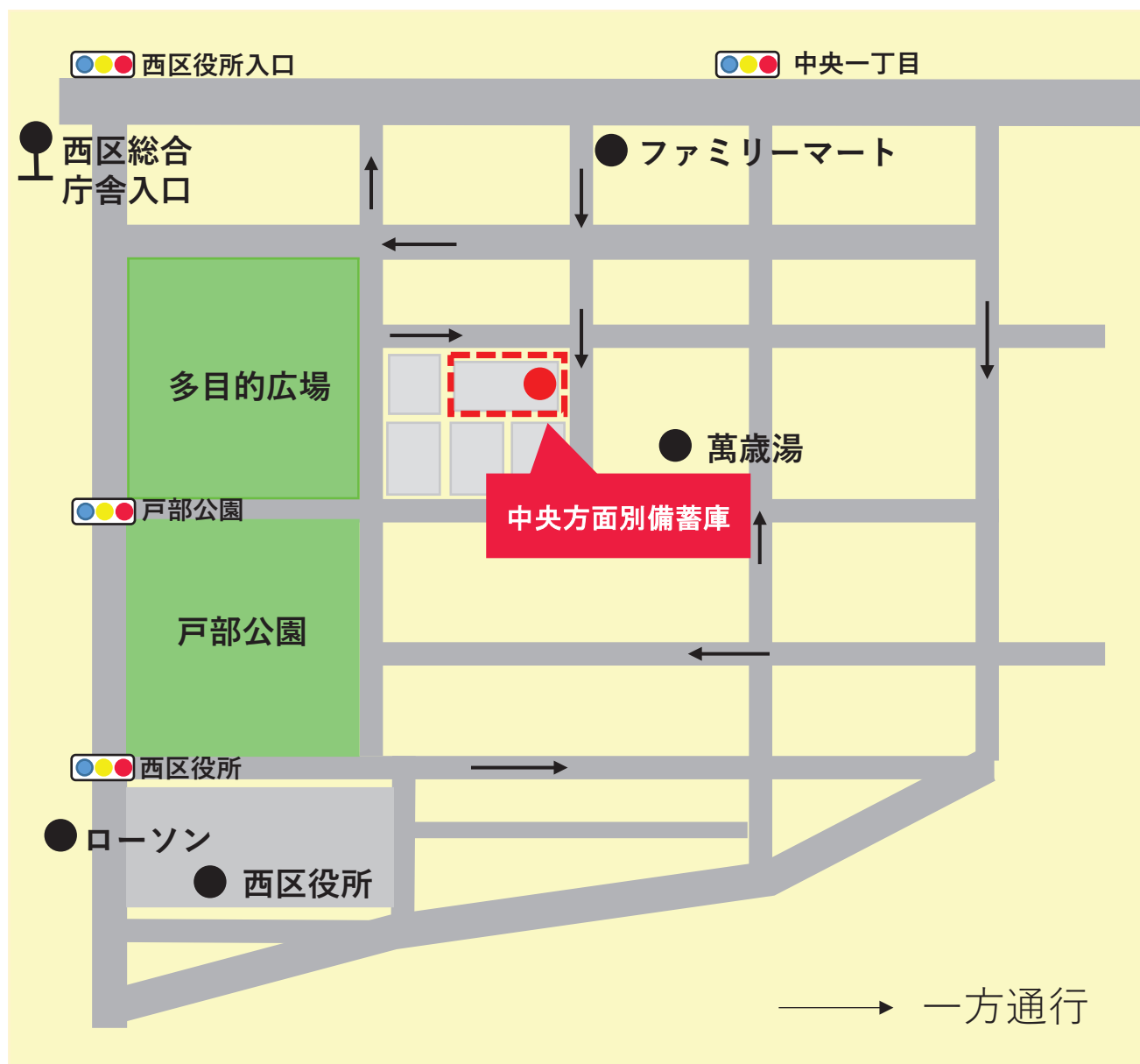
- ア 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- イ 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 (電話) 045-671-2011

西区中央方面別備蓄庫 (西区所在の団体の受取場所)



備蓄庫入口→



西区

防災 FAIR

10/18(土) 11:00~16:00
@tvkハウジングプラザ横浜

(西区西平沼町6-1 tvk ecom park)

アクセスはこちら



でっかい地球 でっかい車! みんな集合!

議題15



出典：神奈川県警察HP
(https://www.police.pref.kanagawa.jp/about_kpp/kakubu/mese3011.html)



はたらく車大集合!



巨大AR地球儀で

地球全体を覗いてみよう



直径約
1m



大地震の揺れを

体験しよう!



ご興味ある方は区役所まで!

マグネシウムライト作成ワークショップ(要申込)、消防音楽隊演奏会、白バイ乗車体験、
消防バッテリーカー乗車体験、子供安全免許証の作成、俊敏性を測定できる!クイックアーム、
災害時ガスメーター復旧体験、ファイヤーステーション型スライダー...etc.

主催：西区役所、tvkハウジングプラザ横浜

協力：東京ガス横浜中央エネルギー(株)、首都高速道路(株) JAF神奈川支部、神奈川県警、西消防署、西区交通安全対策協議会

問合せ：西区役所総務課 TEL:045-320-8310 Mail:ni-bousai@city.yokohama.lg.jp

ラミレス流子育て!

参加 無料

障害のある子どもが自分らしく生きるために

元プロ野球選手のアレックス・ラミレス氏と横浜市松風学園の江原 顕氏が登壇し、障害のある子どもたちへの理解と支援をテーマに対談します。

子どもたちの未来について一緒に考えてみませんか?

日時 2025年10月28日(火) 14:00~16:00
(開場13:30)

会場 保土ケ谷公会堂 保土ケ谷区星川1-2-1

定員 先着500名 事前申込制

アレックス・ラミレス 氏

パネリスト

一般社団法人VAMOS TOGETHER代表理事

1974年生まれ、ベネズエラ出身。MLBを経て2001年来日し、2年連続リーグMVP獲得など数々のタイトルを受賞。外国人選手として初めて名球会入り、監督として横浜DeNAベイスターズを日本シリーズに導くなど輝かしい実績を残す。2020年には、スペシャルニーズの才能と個性を引き出し、自立した生活ができる社会を目指す一般社団法人「VAMOS TOGETHER」を設立し、代表理事を務めている。



江原 顕 氏

パネリスト

横浜市松風学園 学園長

横浜市役所社会福祉職員。障害福祉、地域福祉、生活保護・困窮者支援などを経て、現在は「松風学園」(知的障害のある方の生活支援施設)の園長。



江口 桃子 氏

司会・進行

フリーアナウンサー

TBS「ニュースバード」専属キャスターを経てフリーアナウンサーに。テレビ・ラジオなど幅広く活動。

お申込みは こちらから

横浜市電子申請システム
あるいはFAXにて
お申込みください。

- ①氏名・ふりがな ②電話番号 ③一時託児の希望有無(10月15日締め切り)
④車いす席利用の有無 ⑤講師への事前質問(任意)

横浜市電子申請・
届出システム



FAXでお申込み
045-334-6390

「人権啓発講演会参加」と明記してください



GREEN × EXPO 2027 YOKOHAMA JAPAN



2027.3.19[FRI] ▶▶ 9.26[SUN] 横浜（上瀬谷）

環境と共に生きる、みんなと共につくるEXPO。

それが **GREEN×EXPO 2027!**

花や植物だけの
イベントではない
地球と生きることを
共に考えるEXPO

花や緑で彩られる圧倒的な風景に加えて、地球
と共に生きる明日を考えるための、ヒト・モノ・
コトが交流する場・機会を提供します。

思い思いの
関わり方で
すべての人が
参加できる
EXPO

来場される皆様が主役となり、思い思いの形で
参加・体験していただける様々なコンテンツを
ご用意します。

「持続可能な社会」の重要性を示す場
**地球が抱える
課題解決にアプローチ!**

地球環境の限界
(プラネタリー・バウンダリー)

人間が地球上で持続的に生存
環境の限界。このままでは夏
異常気象や生態系の破壊などに
脅かされ、後戻りできない状

していくことのできる地球
の猛暑、大雨災害などの
より、私たちの暮らし自体が
況になってしまいます。

友好と平和を
象徴する地
横浜(上瀬谷)にて
開催するEXPO

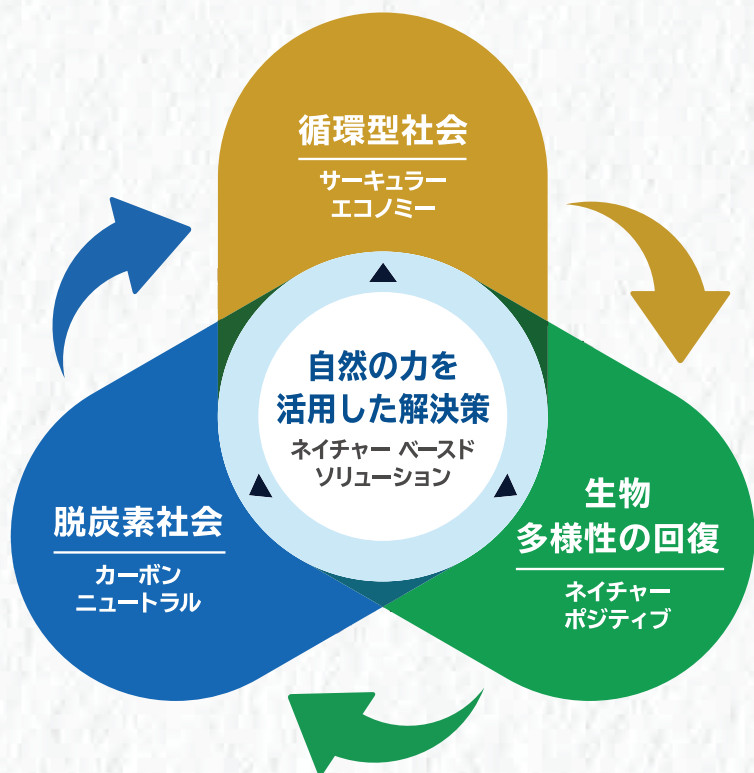
2015年に米軍から返還され、豊かな自然の
原風景が残る横浜(上瀬谷)から世界に次の
社会のあり方を発信します。

開催後は
防災×環境を
テーマにした
人々の生命を
まもる公園となる
EXPO

開催跡地は市民に開かれた新たな公園に。
防災×環境をテーマにした人々の生命をまもる
場として生まれ変わります。

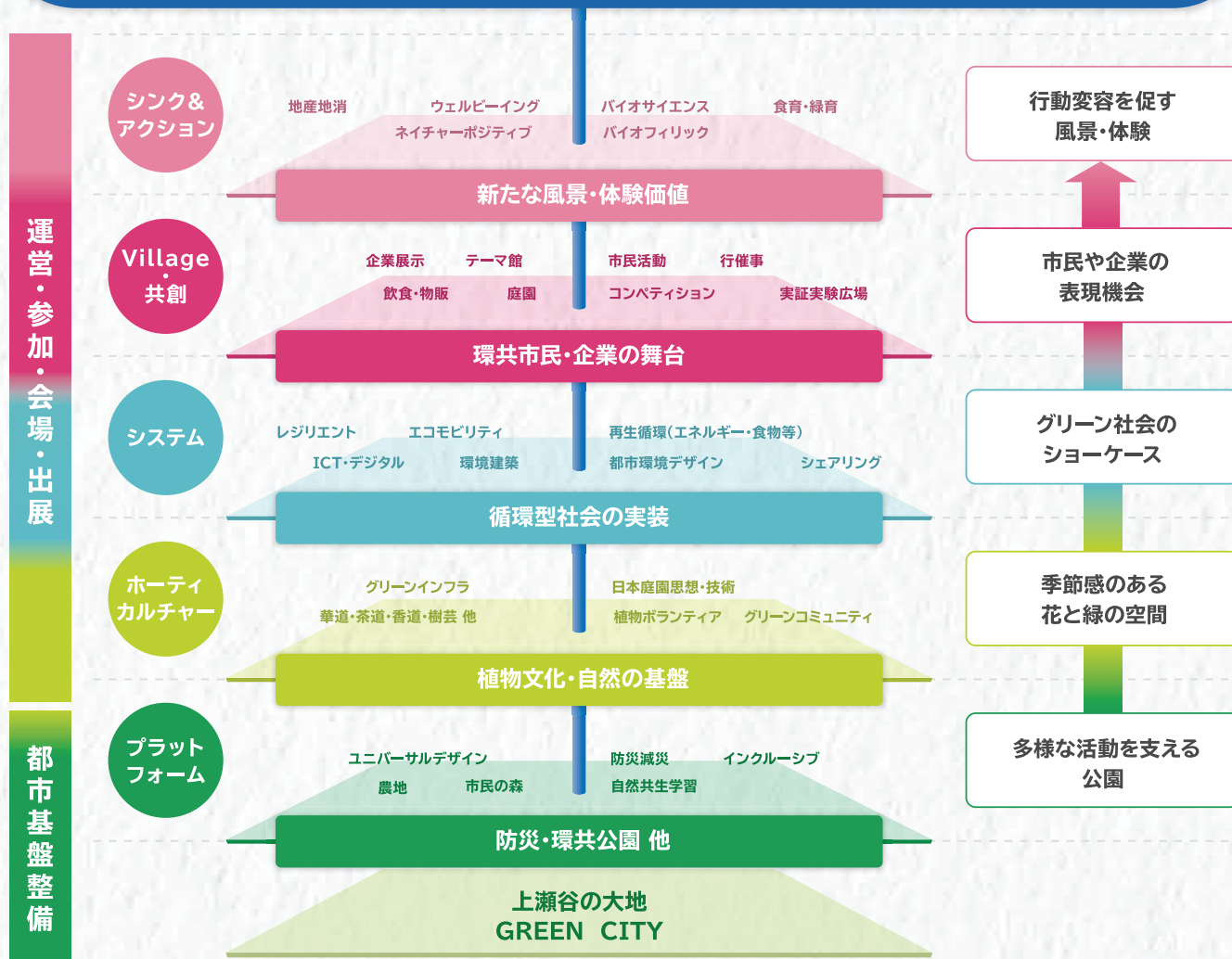


OPEN!



気候変動と生物多様性の損失。
GREEN×EXPO 2027は
 地球規模の課題解決に向けて、
 世界の人々と共に
 具体的アクションを創りだします。

幸せを創る明日の風景





公式マスコットキャラクター
トウクトゥンク

地球と生きる準備をしよう



グリーン社会を実現する
最新のテクノロジーと出会う場

Urban GX Village



自然と共に育まれた日本の伝
ものづくりが一堂に集ま
る場

Craft Village



「農」と「食」を通じて
ウェルビーイングを追求できる場

Farm & Food Village



これからの地球を生きる子どもたちが
楽しく自然と世界を学べる場

Kids Village



自然と人の共存する暮らしの
心地よさを再発見できる場

SATOYAMA Village



持続可能なグリーン社会を
築くテクノロジーが集結。



土のぬくもりを感じながら、
自然と一緒に成長できる。



涼しさと光の演出が創る、
夜ならではのひとときを
味わえる。



世界の様々な花と緑、食、文化、技術が
大集結。祝祭感の中で、グローバルな
交流が楽しめる。



政府出展では、最高水準の日本庭園やいけばな、盆栽と共に、
地球環境の課題解決に向けた新技術に触れられる。



国土交通省・農林水産省提供



“命の根源”である植物。その真の姿に迫
るテーマ館では、“地球環境の一部としていか
ていくか”をリアルとデジタルで体験で

きる。

※掲載画像はイメージです



1000万株の花と緑が集結

四季折々の花と緑が集い、豊かな自然や生物多様性を体感できる空間が広がります。
会期初めには、約40種600本の桜が咲き誇ります。

花緑によるヒーリング体験の中で、地球環境の明日を考える場となります。



© (公財) 日本花の会



花緑出展では、日本が誇る
花と緑のプロフェッショナルが
美と技術を競い、
季節ごとの庭園や花などを
いたるところで楽しめる。

GREEN EXPO

博覧会
体験の
ポイント

思い思いの関わり方を持ち寄ってすべての人が参加できるEXPOです

思い思いにGREEN×EXPO 2027ならではの風景・体験を楽しむことが、グリーン社会の姿や自然と共に生きることについて考えたり、行動することにつながります。



地球と共に生きることや自然・植物の大切さを、驚きと共に発見。強く記憶に残る体験が待っています。



未来技術や植物を活用した体験などを通して、目指すグリーン社会の姿に触れることができます。



遊んだり、食べたり。ひとつひとつの博覧会体験に、気づき、学びにつながる、一歩深い体験が得られます。



私たちが地球と共に生きるために、何が必要か、どのように暮らしていくべきか、イマーシブな映像や植物の香りなどから直感的に体験できます。



環境と共に生きる、私たち一人ひとりの未来を共に考え、作りだしていくきっかけを見つけることができます。



公式マスコットキャラクター トウンクトウンク

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトウンクトウンクです。植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。

地球がきれいだとうれしくなって花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

トウンクトウンクの
詳細はこちら！



公式アンバサダー 芦田 愛菜

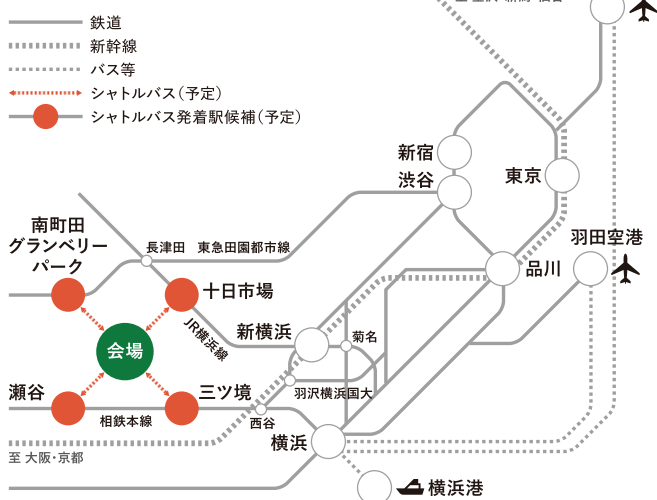
今回開催される国際園芸博覧会は、国や業種、世代を超えた方々が丸となって地球環境のために植物や自然の力を最大限に考え、最先端の技術や美を世界に発信していきます。この博覧会を通して、全ての生命は植物を中心につながっていること、そしてその植物の計り知れない生命力と可能性を私たちが理解していくことが、メインテーマである「幸せを創る明日の風景」になるのだと私も感じています。

私も皆さんと一緒に楽しみながら学び、一人でも多くの人の心に希望ある未来が描けるよう、アンバサダーとしてGREEN×EXPO 2027の魅力を発信していきます。



Information

会場までのアクセス



開催者

公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会

開催場所

旧上瀬谷通信施設
(横浜市瀬谷区・旭区)

博覧会区域

約100ha(会場区域80ha)

詳細は
公式WEBサイトへ



「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」
申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

1 事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて8月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

3 補助金の概要

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10月31日（金）まで



【変更後】11月30日（日）まで

- ・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、1団体につき1回です
- ・当補助金を10月1日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。
(8月下旬郵送済み)



←市 WEB
活用事例紹介ページ

横浜市 防犯力向上



連絡先

(地域の防犯力向上緊急補助金について)
市民局地域防犯支援課
担当 小野寺、小澤
電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】 9 月 30 日（火）まで ➡ **【変更後】 10 月 31 日（金）まで**

- ・ 10 月 1 日以降申請が可能な補助メニューは、LED 照明、エアコンのみです。
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
- ・ LED 照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、今のうちの LED への交換をご検討ください

(参考) 申請状況(9月5日時点速報値)

164 件、98,327,000 円(予算執行率 約 61%)

※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。



←市 WEB
補助制度紹介ページ
申請様式もこちら

横浜市 会館脱炭素



【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 申請書提出・問合せ】

事務委託先 横浜市住宅供給公社街づくり事業課

TEL : 045-451-7740 E メール : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

連絡先

(自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について)
市民局地域活動推進課

担当 佐藤、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

令和7年9月18日

各自治会・町内会長 様

西区民まつり実行委員会

実行委員長 平野 周二

「第50回西区民まつり」への協力金納入のお願いについて

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、西区民まつりの開催につきまして多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の西区民まつりは、開催 50 回目の節目を迎えます。「次の半世紀へ」つながる西区民まつりとなりますよう、イベントを通して、にぎわいの創出や地域活動の活性化に取り組んでまいります。

つきましては、令和7年度の協力金 1団体3,000円 の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、協力金につきましては、地区ごとにおとりまとめいただくため、各地区の連長にお渡しいただけますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

西区民まつり実行委員会事務局

(西区役所地域振興課内 4階 47 番窓口)

担当 立川・村田

電話:320-8386 FAX:322-5063

Eメール:ni-kuminmatsuri@city.yokohama.lg.jp

令和7年9月18日

各自治会・町内会長 様

西区民まつり実行委員会

実行委員長 平野 周二

「第50回西区民まつり」への協力金納入のお願いについて

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、西区民まつりの開催につきまして多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度の西区民まつりは、開催 50 回目の節目を迎えます。「次の半世紀へ」つながる西区民まつりとなりますよう、イベントを通して、にぎわいの創出や地域活動の活性化に取り組んでまいります。

つきましては、令和7年度の協力金の納入について、御配慮、御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、誠に勝手ではございますが、協力金につきましては、次のとおりお取り扱いいただきますようお願いいたします。

【協力金】(1団体あたり)

3,000 円

【納入方法】

現金またはお振込みにて納入をお願いいたします。

現金の場合	西区役所地域振興課(4階47番窓口)へ御持参ください。
お振込みの場合	【振込先】 かながわ信用金庫 戸部支店 普通預金 口座番号 0099394 西区民まつり実行委員会事務局 事務局長 加藤 久雄 (ニシクミンマツリジ ッコウインカイジ ムキョク ジ ムキョクチョウ カトウ ヒサオ) ※なお、誠に恐縮ですが、振込手数料を御負担くださいますようお願い申し上げます。

【納入期限】

誠に勝手ではございますが、10月24日(金)までに納入をお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

西区民まつり実行委員会事務局

(西区役所地域振興課内 4階 47 番窓口)

担当 立川・村田

電話:320-8386 FAX:322-5063

E メール:ni-kuminmatsuri@city.yokohama.lg.jp

にしく みんなの えがおのまつり!

第50回 西区民まつり

会場：戸部公園・西前小学校など



11月2日(日)

10:00 から
15:00 まで

開催50回目
記念企画

List: X

プロダンスチーム
List: X (リストエクス)・
横浜平沼高校ダンス部が
ステージでパフォーマンス!

主催：西区民まつり実行委員会・お問合せ：事務局 TEL 045-320-8386・小雨決行・荒天中止

※開催50回目記念企画の詳細は、内容が固まり次第ウェブサイトに掲載します

にこまちプラン

「にこやか しあわせ
くらしのまち」
西区を目標します

検索 横浜市 西区民まつり

検索

スマホで手軽にしっかり見守り

防犯カメラ

一戸建て向け



2台目以降も
おトクな価格

1台目

2,480円/月

(税込 2,728円)

2台目以降

980円/月

(税込 1,078円)

詳しくはこちら/

jcom 防犯



【J:COM HOME 防犯カメラパック】※スマホ・ネット環境要。 ※基本工事費10,780円(税込)/台(追加費用発生の場合有)。1契約9台迄。 ※利用迄に数か月必要の場合有。 ※指定アプリ・対応端末(Android 7.0以上/iOS 15.0以上)・J:COM/パーソナルIDの作成要。【特定商取引法に基づく表示】●フーリング・オフ:1.設置工事日から8日目迄に弊社へ書面/電磁的記録で申し出ると本サービスの契約解除可。2.サービス終了に要する費用は弊社負担。 ●希望の方には、特定商取引法に基づく表示全文を記載した書面/電子データを別途送付。【ご注意】※サービスの利用/解約/変更には工事費/手数料/初期費用等要。 ※2025年7月末現在(一部除く)。 ※住所/建物により利用不可の場合有。 ※画像・イラストはすべてイメージ。

お問い合わせコード
NP241117

J:COM

西区商店街 スタンプラリー

食べて買って
素敵な景品を当てよう！

秋は商店街におでかけ♪



2025
10/1(水)・11/30(日)



西区商店街
スタンプラリーHP
詳しくはこちら▶



デジタル
スタンプラリー
画面はこちら▶



◀対象のお店にはこのステッカーが貼ってあるよ♪目印にしてね！

にこまちプラン

〈協賛団体〉

ヨハマグランドインターコンチネンタル ホテル

SHERATON
Yokohama Bay Hotel & Towers

THE KAHALA
HOTEL & RESORT YOKOHAMA

THE YOKOHAMA BAY
HOTEL TOKYU

MORE'S
YOKOHAMA

MARKIS
minatomirai

LANDMARK PLAZA
Queen's Tower A

AEON
FOOD
STYLE
daiichi

三井不動産グループ
MITSUI FUDOSAN GROUP

横浜市の協会
Yokohama Greenery Foundation

TOKYO GAS
LIFE VAL
東京ガスライフバル横浜中央

パシフィック横浜
PACIFIC YOKOHAMA

ミツウロコ

J:COM

scJohnson

NISSAN

YOKOHAMA CANON EAGLES

YOKOHAMA
B-CORSAIRS

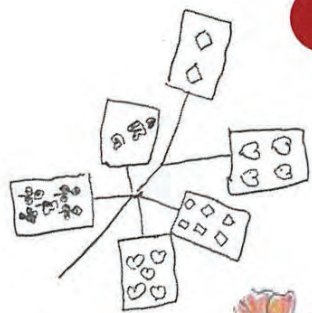
YOKOHAMA
EXCELLENCE

YOKOHAMA
FC

YOKOHAMA FC

Yokohama I-Motion

RENAISSANCE



対象：
西区在住
/在勤の方

入場無料

要予約
先着200名

『撫でてあげようとして
手を伸ばした途端に
たまちゃんの中に手がずっと
入って行っちゃったんです。』

目覚めると 幻視が 見えるんです



『麒麟模様の
馬を見た』

レビー小体型認知症をもつ
三橋昭さんが、ほぼ毎日、
目覚めとともに見る幻視を
書きとめたイラストの中から、
約30点を展示します。
同時開催する講演会では、
認知症や幻視への向き合い方
がきっと変わることでしょう。
ぜひご参加ください。

認知症とともにポジティブに生きる

三橋昭 講演会 + 幻視画展

2025

10/27 月 14:00～15:15
(開場は13:00)

横浜美術館 レクチャーホール
(西区みなとみらい3-4-1)



三橋 昭 みつはしあきら

1949年生まれ。高校卒業後、すぐに映画の助監督をする。その後会社員、自営業を経て、2007年より2021年まで区立図書館の館長（指定管理者）を務める。

2019年にレビー小体型認知症と診断され、ほぼ毎日見える幻視をイラストとともに日記を書いている。

お申込み お電話またはFAXにて（9月29日受付開始・先着順）
※手話通訳の必要な方は10月17日までに要申込み

TEL **045-320-8410** FAX 045-290-3422

主催：西区役所 高齢・障害支援課 共催：横浜美術館

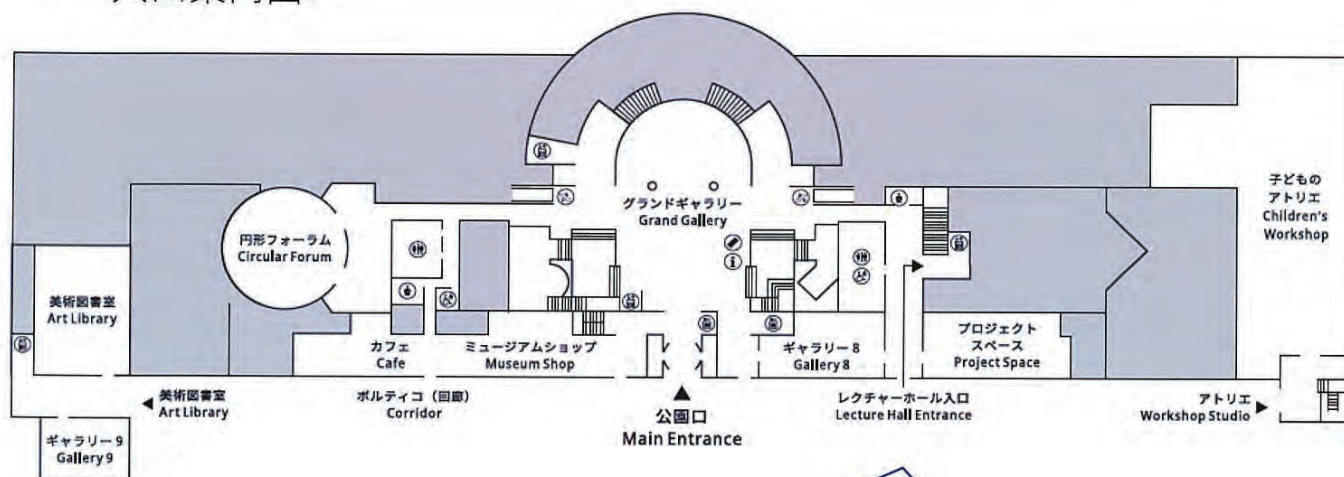
(受付開始：9月29日～ 先着順)

西区役所 高齢・障害支援課 認知症事業担当 宛
FAX番号 045-290-3422

お名前	連絡先	備考（該当するものがあれば○で囲んで下さい）
		車椅子 ・ 手話通訳
		車椅子 ・ 手話通訳



< 入口案内図 >



(グランモール公園側)

※メインエントランスではなく、レクチャーホール専用の入口からお入りください

「もしもの時に備えて」自分らしい医療を考える



元気なうちから考える 自分らしい終末期医療講座

もしもの時に、迷わないために。延命治療を望むか、どこで最期を迎えたいか。
自分らしい医療を選び、周りの人の不安や迷いを減らし、「その時」に備えるために
終末期医療、住まい、エンディングノートについてお話しします。

日程

2025 11.6 (木)

時間

14時～16時(開場:13時30分)

場所

西区役所 3階 3AB会議室

住所

横浜市西区中央1丁目5-10

対象

西区在住・在勤の方(定員:60名)

主催

西区役所 協力:西区社会福祉士会

講師:水野千鶴氏



久保クリニック院長
横浜市医師会常任理事
西区医師会副会長

お申込み

西区役所高齢・障害支援課
高齢者支援担当

申込開始 2025 年10月14日(火) ~

- ・参加費無料
- ・お申込みは先着順となります。
- ・ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・手話通訳が必要な方は、11月4日までにご連絡ください。
- ・申込終了時は西区のホームページに掲載しますので、事前にご確認ください。

◎電子申請は
こちらから ⇒



◎電話での申込はこちらから



045-320-8410

入場無料

小さなお子様連れでもOK

2025

開演中も入出自由ですので
小さなお子様連れでも気軽に
ご来場ください

ポスター3

西区文化祭 芸能祭

開催日 令和7年 **10月19日(日)** 開場●10:30 開演●11:00
会場●西公会堂 横浜市西区岡野1-6-41

今年も西区文化協会は「芸能祭」を行います。
ぜひご家族やお友達をお誘い合わせの上、ご来場ください。

西区文化協会会員と西区で活動している

詩吟・詩舞・日本舞踊
箏・民舞・新舞踊・三味線
フラダンス・コーラス
キッズダンス・K-POP

などの団体が集まり、日頃の練習の成果を披露いたします。

日本の伝統芸能から現代・世界の

ダンス文化をぜひお楽しみください。

予告なく、プログラム、時間の変更がある場合がございますことをご了承ください。



飲食販売

10:30より館内にて

◎コーヒー、パン、おにぎりなど飲食の
販売がございました。

◎飲食コーナーもございました。

主催：西区文化協会／共催：西区

お問い合わせ 西区文化協会事務局 ☎045-320-8392(平日9:00～17:00)



第19回

GREEN
X
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会
2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

©EXPO 2027

にこまち
プラン

西区ハマの ウォーキング フェスティバル

ぶらり歴史街道 みなとみらいへ

開催日
令和7年 11/30日

会場

スタート会場 戸部公園運動広場 (西区中央1-18)

京浜急行「戸部駅」から徒歩8分／相模鉄道「平沼橋駅」から徒歩10分

ゴール会場 臨港パーク潮入の池 (西区みなとみらい1-1)

※荒天中止
※当日の開催については
西区ウェブページと公式
X (@nishi_yokohama)
を必ずご確認ください。

コースと
受付時間

とうかいどう
東海道 コース
(約7.4km／2時間30分程度)

受付
8:45～9:15

よこはまみち
横浜道 コース
(約6km／2時間程度)

受付
9:30～10:00

参加費
(当日払い)

一般:500円 小・中学生:200円 未就学児:無料

注意
事項

- お支払方法は、交通系IC (Suica、PASMOなど) のほか現金での支払いも可能です。
- 交通系ICご利用の場合は、事前にチャージ(入金)のうえ受付にお越しください。
- 参加費支払い後のキャンセル及び、不測の事態(天災・事件等)による参加費の返金はいたしませんのでご了承ください。

定員

1,200人(先着)

申込み

令和7年10月11日(土)～11月7日(金)【予定】

注意事項 ※申込期間にかかわらず、定員に達し次第、申込みを締切ります。

インターネット 西区ウェブページ内にある申込フォームから

電話 045-320-8390 (平日9:00～17:00) 窓口 西区役所4階48番窓口 (平日9:00～17:00)

当日受付は
ありません!

必ず事前にお申込みください



西区ウェブページ

協賛企業・団体



NISSAN

RENAISSANCE

KU 神奈川大学

inet 株式会社 アイネット



ヨコハマグランドインターコンチネンタルホテル



問合せ

西区ハマのウォーキングフェスティバル実行委員会事務局

☎ 045-320-8390 ☎ ni-walking@city.yokohama.lg.jp

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申込： **予約不要**・当日会場で受付

日時： 令和7年11月15日（土）10：00～15：30 ※受付終了 15：00

場所： **かながわ労働プラザ**

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局

問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778
横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505

